都道府県医師会長 殿

日本医師会長 唐 澤 祥 人

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」の一部改正について

ニコチネル TTS10, ニコチネル TTS20 及びニコチネル TTS30 については,「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成 18 年 6 月 1 日付保医発第 0601001 号(平成 18 年 6 月 2 日付日医発第 247 号 (保 44) にてご連絡済み)) において,保険診療上の留意事項が示されているところであります。

今般、同留意事項の一部が下記のとおり改正されましたのでお知らせ申し上げます。

今回の改正は、外来でニコチン依存症管理料による禁煙治療を行っている患者が、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関に入院した場合に、禁煙治療の継続に要した本剤の薬剤料を入院している保険医療機関において算定して差し支えないとするものであります。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌6月号に掲載を予定しております。

記

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成18年6月1日付保医発第0601001号) 2 (2) ②を次のように改める。

② ①にかかわらず、ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合に限り、当該禁煙治療に要した本剤の薬剤料を、入院している保険医療機関において算定して差し支えない。

当該薬剤料の算定に当たっては、外来で実施されていた禁煙治療の内容を十分に踏まえ、継続して計画的な禁煙指導を行うために本剤が処方された場合に算定が認められるものであり、突然の休薬等に伴う単なる離脱症状への対応等として本剤が処方された場合には、算定は認められないこと。

また、診療報酬請求の際には、診療報酬明細書の摘要欄に、「外来においてニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、禁煙治療を継続するために処方した。」と記載すること

なお、入院の期間は、ニコチン依存症管理料の算定期間である 12 週間には含めないものとし、また、当該入院中の処方については、ニコチン依存症管理料を算定できる治療回数である 5 回には含めない。

(添付資料)

1.「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」の一部改正について (平 20. 3. 31 保医発第 0331004 号厚生労働省保険局医療課長通知)

(参 考)

1. 新旧対照表(日本医師会保険医療課)

地 方 社 会 保 険 事 務 局 長 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長 都 道 府 県 老 人 医 療 主 管 課 (部) 長 と 人 医 療 主 管 課 (部) 長

厚生労働省保険局医療課長

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」の一部改正について

ニコチネルTTS10、ニコチネルTTS20及びニコチネルTTS30については、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成18年6月1日付け保医発第0601001号厚生労働省保険局医療課長通知)において、保険診療上の留意事項を通知しているところであるが、平成20年度の診療報酬改定にあわせ、同留意事項の一部を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」(平成18年6月1日付け保医発 第0601001号厚生労働省保険局医療課通知)2(2)②を次のように改める。

② ①にかかわらず、ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合に限り、当該禁煙治療に要した本剤の薬剤料を、入院している保険医療機関において算定して差し支えない。

当該薬剤料の算定に当たっては、外来で実施されていた禁煙治療の内容を十分に踏まえ、継続して計画的な禁煙指導を行うために本剤が処方された場合に算定が認められるものであり、突然の休薬等に伴う単なる離脱症状への対応等として本剤が処方された場合には、算定は認められないこと。

また、診療報酬請求の際には、診療報酬明細書の摘要欄に、「外来においてニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、禁煙治療を継続するために処方した。」と記載すること。

なお、入院の期間は、ニコチン依存症管理料の算定期間である12週間には含めないものとし、また、当該入院中の処方については、ニコチン依存症管理料を算定できる治療回数である5回には含めない。

(参 考)

ニコチネル TTS10, ニコチネル TTS20 及びニコチネル TTS30 に係る「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正について」の一部改正について —新旧対照表—

旧通知

- ① 本製剤の薬剤料については、ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方 された場合に限り算定できることとする。また、処方せんによる投薬の場 合においては、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に 伴う処方である。」と記載すること。
- ② 本製剤に係る「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成 18 年厚生労働省告示第 107 号)第 10 の 2 のイに規定する 14 目 (2 週間に 1 回)の投薬期間制限の適用に当たっては、本製剤は、ニコチン依存症管理料の算定に伴い、「禁煙治療のための標準手順書」に基づく医師の指導及び管理の下、12 週間に 5 回行われる禁煙指導に用いられる取扱いとされていることから、特例的に当該 14 目の投薬期間制限には服しないものとみなして取り扱うこと。

改正後通知

- ① 本製剤の薬剤料については、ニコチン依存症管理料の算定に伴って処方 された場合に限り算定できることとする。また、処方せんによる投薬の場 合においては、処方せんの「備考」欄に「ニコチン依存症管理料の算定に 伴う処方である。」と記載すること。
- ② ①にかかわらず、ニコチン依存症管理料を算定する禁煙治療を行っている患者が、何らかの理由により入院治療を要することとなった場合、ニコチン依存症管理料の施設基準を届け出ている保険医療機関に入院し、患者本人の強い禁煙意志に基づき禁煙治療を継続した場合に限り、当該禁煙治療に要した本剤の薬剤料を、入院している保険医療機関において算定して差し支えない。

当該薬剤料の算定に当たっては、外来で実施されていた禁煙治療の内容を十分に踏まえ、継続して計画的な禁煙指導を行うために本剤が処方された場合に算定が認められるものであり、突然の休薬等に伴う単なる離脱症状への対応等として本剤が処方された場合には、算定は認められないこと。また、診療報酬請求の際には、診療報酬明細書の摘要欄に、「外来においてニコチン依存症管理料を算定する患者に対し、禁煙治療を継続するために処方した。」と記載すること。

なお,入院の期間は、ニコチン依存症管理料の算定期間である 12 週間に は含めないものとし、また、当該入院中の処方については、ニコチン依存 症管理料を算定できる治療回数である 5 回には含めない。

(下線部変更)

(日本医師会保険医療課)